

# 第1章 沿 革

1. 沿 革
2. 水道事業の歩み（年譜）
3. 事業認可の変遷
4. 料金等の変遷
  - (1) 水道料金の変遷
  - (2) メーター料の変遷
  - (3) 加入金の変遷

# 1. 沿革

## (1) 「たかが水道、されど水道」時代

水道のない生活を体験するためには……？わざわざ山の中まで出かけなければなりません。山のキャンプ場にさえ水道が珍しくない今日、川の水や湧き水、まして井戸水を使う機会はすっかり少なくなってしまいました。

さて、日本の近代水道は明治20年(1887年)、横浜において始まりました。それから遅れること40年、昭和2年(1927年)に吹田町営水道が給水を開始しました。この近代水道の歴史の中で普及率が50%を超えたのは昭和35年(1960年)、吹田では昭和20年代後半に至ってのことです。

当時、吹田町営水道では水の製造はしておらず、大阪市の浄水をそのまま送っていました。吹田町の人口は約2万人、給水人口は約6千人、普及率はようやく30%でした。この頃はまだほとんどの家庭に井戸があり、わざわざ有料の水道を使わなくてもタダの井戸水で十分だ、という人が多かったのです。「たかが水道、されど水道」というところでしょうか。

## (2) 自己水源の確保へ

大戦前の昭和15年(1940年)には、隣接4町村が合併して市制がしかれました。戦争中は空襲から水道の施設を守るのに大変な苦勞がありましたが、戦後、千里山地区(千里山水道)・豊津地区(阪北上水道)の簡易水道を吸収して総合的な上水道計画に乗り出しました。これが第1次拡張事業計画で、昭和23年(1948年)に工事が始められました(総工費1,800万円)。

第1次拡張事業では主にポンプ場の建設や送配水管布設工事など、これまでどおり大阪市から浄水を受水するための施設建設でしたが、第2次拡張事業(総工費8,100万円)では千里山浄水所の増強、片山浄水所さく井・急速ろ過池建設など自己水源の確保を目指しました。これにより、昭和31年(1956年)には普及率は65%に達しました。

## (3) 建設の時代の始まり

水道事業は独立採算制により経営されていますが、この基本となる法律が地方公営企業法です。この法律が施行されたのが昭和27年(1952年)、吹田市では法の施行から4年後の昭和31年(1956年)に地方公営企業として発足しました。普及率は65%に達し、さらに向上させようとする時期にあたります。

この時期は、日本の経済が戦後の混乱から立ち直り、高度成長の準備を整えていた時期です。大阪の衛星都市ではドーナツ化現象(大都市周辺への人口の移動・集中)と生活様式の変化で水需要が急速に伸びていました。さらに吹田市では、千里丘陵の開発が進められ、高層住宅の建設ラッシュとも重なって水需要の伸びにどう応えるかは、頭の痛い問題でした。

こうした中で、昭和32年(1957年)にはこれまでの3倍におよぶ総工費2億6千万円を投じて、さく井の増設、配水池の新設など第3次拡張事業に着手し、昭和33年(1958年)には山田地区への給水を開始しました。また、昭和35年(1960年)には府営水道からの浄水の受水を開始するなど急増する水需要に懸命な努力が注がれました。

しかし、需要の伸びは予想をはるかに上まわり、昭和36年度(1961年度)から5か年継続の第4次拡張事業(総工費10億4千万円)に着手しました。これは泉浄水所の建設を主とする事業で、これにより泉浄水所は一日最大1万9千 $m^3$ の処理能力をもつ吹田市の中心施設となりました。また、能力アップにもなって送配水幹線の整備、ポンプ場の増設もあわせて進められました。

年	主な出来事
明20	横浜市に近代水道誕生
昭4	世界大恐慌
〃13	厚生省設置
〃16	太平洋戦争勃発
〃20	〃 終戦
〃22	地方自治法制定
〃23	地方財政法制定
〃25	地方公務員法制定 ジェーン台風襲来
〃26	サンフランシスコ講和条約締結
〃27	地方公営企業法制定
〃30	神武景気
〃31	日本水道協会発足
〃32	地方公営企業金融公庫設立 水道法制定
〃34	第1回水道週間
〃35	自治省設置

### ※ポンプ場

水を低いところから高いところへ送るためにはポンプ(電気による動力を利用)で水に圧力を加えて送水しなければなりません。そのための施設をポンプ場といい、市内数か所にこの施設があります。

### ※さく井・急速ろ過池

地下水を汲み上げるために掘りすすめた井戸(本市は200～300mの深井戸)をさく井といいます。

急速ろ過池は、原水を浄水にするための処理施設の一部で、砂や砂利などを敷きつめた層に水を通して不純物を取り除くための池です。

(「急速ろ過」は1日に120mくらいの速さでろ過するもので、ろ過池のほとんどはこの急速ろ過池です。)

### ※独立採算制

地方公営企業は自治体(府や市町村など)が経営する企業ですが、税金などでまかなわれる一般会計とは切り離し、「事業にかかる費用は事業による収入でまかなう」よう法律で定められています。

## (4) 建設の時代 ピークへ

大阪府による千里ニュータウンの建設が始まった昭和37年(1962年)からは需要増のほとんどを府営水道に依存することになり、その導入施設として千里丘陵第一受水場、津雲及び連間配水場などが府企業局により建設されました。これらの施設はのちに本市に安価で譲渡され、本市水道財政の基盤安定に大きく寄与しました。

しかし、水需要増はさらに加速し、昭和40年(1965年)には総工費15億2千万円で第5次拡張事業に着手し、日量3万m<sup>3</sup>の淀川原水導入など自己水源の確保を図りました。なおこの間、事務の機械化、無線装置の採用による機動力の強化、集金制の廃止と納付制の開始など経営の改善、近代化も進められました。

淀川原水の導入をもって自己水源の充実がピークに達し、昭和44年(1969年)からは今後の需要増に対し府営水道への全面依存に方針を切り換え、第6次拡張事業に着手しました(総工費29億9千万円)。これは、受配水施設など府営水導入施設の増強のほか、「安全で断水・公害のない上水道」を目指して最新のコンピュータによる水質の連続監視設備、市内全施設の集中監視・制御(コントロール)設備の建設を進めるもので、昭和53年(1978年)に完工しました。

この間、昭和48年(1973年)にオイル・ショックが起り、これによる狂乱インフレは水道財政を危機に陥れました。新たに開始した加入金、開発負担金による増収では追いつかず、支払いの繰り延べや職員給料の支給日変更など資金繰りに大変苦労しました。

## (5) 維持管理の時代へ

高度経済成長がオイル・ショックを境に「低(安定)成長」に入った昭和50年代。吹田市では建設の時代のツケとも言える財政危機の立て直し、すなわち財政健全化が大きな課題となりました。そのため、昭和50年(1975年)に水道事業懇談会を開き事業全般にわたる抜本的な再検討を行いました。これを受けて翌51年には加入金・開発負担金の改定と水道料金的大幅値上げ(約45%)を行い、また通増制を導入し節水型の料金体系としました。しかし府営水道の値上げなど水道事業を取り巻く厳しい環境は変わらず、同52年に再度料金を値上げ(約35%)し、同53、54年には2段階で値上げ(約24%)を行いました。

なお、第6次拡張事業(第2回変更)完工後、「上水道施設等整備事業」に移行し、自己水有効利用等を目指す配水池及び配水管網等の整備を重点に事業を進め、さらに「第6次拡張事業(第3回変更)」として、平成6年(1994年)に高度浄水処理の設備築造工事に着手しました(同9年竣工、供給開始)。

財政面では、10年にわたり据え置いた水道料金を平成元年(1989年)から約27%、同5年から約30%改定し、老朽化した施設の整備を図りつつ、より良質の水道水供給を目指す「水道新時代」にふさわしい財政基盤整備を図ることとしました。

平成7年(1995年)1月に阪神・淡路大震災が発生し、本市の水道施設にも甚大な被害をもたらしました。震災を教訓とした施設の耐震化など災害対策の一層の強化、さらに配水管整備や直結給水の拡大等各種事業推進のための財源確保が急務となり、同9年に約23%の料金改定を実施しました。

事業経営面では、平成8年(1996年)7月に水道事業経営審議会が発足し、同10年に出された答申(消費税転嫁、大震災対策、企業努力ほか)を踏まえた効率的な事業経営に努めてきました(料金等への消費税転嫁については同13年7月から実施)。また、第3次審議会が出された新たな中長期計画についての答申に沿い、平成16年(2004年)4月に第1次上水道施設等整備事業を策定し、浄配水施設の整備に着手しました。事業では配水管の管網整備や管路耐震化工事などを進め、自己水源の有効利用とあわせ、水道水の安定供給に努めました。しかしながら、水需要や給水収益が年々減少傾向にある中で、経年劣化する施設の改良・更新をどう計画的に進めるのか、また安心して飲んでいただける水道水を安定的に供給することなど水道事業を取り巻く新たな環境の変化への対応のため、平成18年(2006年)11月、「吹田市水道部中期経営計画」を策定し、これまで以上のサービスを最小の経費で実現できるよう、効率的な事業運営を目指しました。こうした中で、平成19年(2007年)には、基本水量の見直しや通増度の緩和を目的とした料金値下げ(マイナス3.36%)を行うとともに、口座振替割引制度の導入など市民サービスの拡大を図りました。

年	主な出来事
昭39	自治省に地方公営企業制度調査会設置 淀川水質協議会発足
〃40	地公企制度調査会答申・琵琶湖総合開発構想
〃41	地方公営企業法の一部改正
〃42	日水協「水道料金算定基準」を厚生省に答申
〃45	水質汚濁防止法制定 吹田市で万国博開催
〃47	琵琶湖総合開発決定
〃48	オイル・ショック
〃52	水道法一部改正
〃54	琵琶湖富栄養化防止条例制定 第2次オイル・ショック
〃59	厚生省「おいしい水研究会」設立
平1	消費税法施行
〃4	琵琶湖総合開発概成
〃5	水質基準の大幅改正
〃7	阪神・淡路大震災
〃8	「規制緩和推進計画」に基づく水道法改正
〃14	水道法改正
〃16	水道ビジョン

※水質の連続監視設備

「給水モニター」を市内十数か所に設置し、常に安全な水を送るため、管末の水質・水圧の状態を24時間監視・記録しています。

※集中監視・制御設備

市内全域をオン・ラインで結び、効率的給水・事故早期発見・漏水対策などに威力を発揮し、また浄水所の人員抑制など効率的経営にも効果をあげています。

※加入金・開発負担金

加入金は、水道施設更新の財源対策や新旧需要者間における負担の公平性の確保等を目的として新たに水道を設置する場合に費用負担していただくものです。

開発負担金は、人口増加などに伴う水道施設の拡張費用の一部を開発事業者等に負担していただくものでしたが、制度の役割を終えたため、平成28年4月に廃止しました。

※通増(ていぞう)制

使用水量の増に応じて料金単価が上がる制度で、高使用高負担の節水型料金体系です。

※高度浄水処理

河川水質の悪化とともに注目された浄水処理法で、塩素とオゾンにより滅菌処理し、さらに活性炭処理により、臭いの除去を行います。

維持管理の時代から更新の時代へと移りつつある中で、平成21年(2009年)12月に中期経営計画の方向性を発展させた新たな地域水道ビジョンとして、「すいすいビジョン2020～吹田の水標～」を策定しました。このビジョンの着実な推進のため、事業計画においては、老朽化した井戸の掘り替えや水需要が減少する中での施設能力の見直しなどに対応するため、平成22年(2010年)3月に第6次拡張事業(第4回変更)の認可を受けました。同時に更新事業や基幹施設の耐震化を中心とした第2次上水道施設等整備事業にも取り組み、これらの事業計画を支えていくためには財政・組織の両面から見た、さらなる経営基盤の強化が必要となっています。

## (6) 維持管理から更新の時代へ

平成22年度(2010年度)を初年度とする第2次上水道施設等整備事業では、管路・施設の耐震化とあわせ、経年化した管路の更新事業、老朽化した井戸の掘り替え、泉浄水所電算機更新工事をはじめ、片山浄水所の更新を控え新たな水処理の実証実験に取り組むなど、本格的な更新時代に入りました。日本全体では人口減少が始まり、今後さらに人口や水需要の減少傾向は加速していくことが予想される厳しい時代を迎えました。

また、平成23年(2011年)4月から大阪広域水道企業団(以下、企業団という)が事業を開始し、受水する42市町村が共同で用水供給事業等を経営することになりました。

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災では、約2か月間にわたり40人の職員を現地での応急給水支援活動に派遣しました。その後、現地での活動による教訓を生かし、災害への備えを充実させるとともに、基幹管路などの耐震化をさらに積極的に進めるため、施設整備計画の見直しを図りました。

料金業務では、市役所本庁舎内に設置していた水道部分室を平成23年度末で廃止したほか、平成24年(2012年)4月から市内全域の検針業務を委託しました。

## (7) 更新の時代の幕開け

これからの大量更新の時代を新たな課題に対応し再構築するチャンスととらえ、おおよそ40年先の将来像を描いた「吹田市水道施設マスタープラン」を平成25年(2013年)3月に策定しました。また、時期を同じくして、厚生労働省から「新水道ビジョン」が公表され、これまで以上の水道施設の強靱化が求められていることから、翌年にはマスタープランに基づき第2次上水道施設等整備事業を見直しました。見直しにあたっては、片山浄水所水処理施設更新工事及び片山浄水所・泉浄水所連絡管布設工事のいわゆる<sup>※</sup>2大工事を事業として位置づけ、平成28年(2016年)3月には、片山浄水所の更新に必要な変更認可「吹田市水道再構築事業」を取得しました。同年秋には両工事に着手し、本市水道事業にとっての新しい時代の幕開けとなりました。

平成28年(2016年)4月に発生した「平成28年(2016年)熊本地震」では、日本水道協会からの要請を受け、本市から15日間にわたって職員15名を派遣し、熊本市南区での応急給水活動を行いました。被災地に派遣した職員の経験をこれからの施設整備に生かすとともに、受援体制の整備を含むソフト面のさらなる充実を図ることの必要性を再認識しました。

平成29年(2017年)2月には、北大阪健康医療都市に設置した耐震性貯水槽の供用を開始し、9か所目の災害時給水拠点として位置づけました。同年3月には、大規模地震発災時に応急対策業務に対応しつつ早期に通常時の体制への回復を図るための「吹田市水道部業務継続計画(地震災害編)」を策定するなど、災害時に備えた取組を進めてきました。

これらの取組を進めている中、同年8月に本市南部を中心に大規模な停電が発生しました。この停電により、泉浄水所や部庁舎への送電が停止したため、浄水処理の一時停止に伴う片山浄水所からのバックアップによる対応、自家発電の運転開始のほか、料金システム停止への対応などが必要になりました。停電は半日で復旧しましたが、非常時の対応について改めて考える機会となりました。

さらに、平成30年(2018年)6月に大阪府北部を震源とするマグニチュード6.1の地震が発生し、吹田市では震度5強を観測しました。本市の水道施設に大きな被害はなかったものの、濁水の発生により市内全域で3日にわたり応急給水活動を行いました。また、企業団の本市への送水管が破損し大量の水が道路上に溢れたほか、高槻市、箕面市、茨木市などにおいても漏水や濁水の被害が発生しました。被災地となったこの災害では、災害時の対応について様々な課題が見えてきました。これを機に、片山浄水所や津雲配水場、蓮間配水場にお

年	主な出来事
平23	東日本大震災 大阪広域水道企業団設立
"24	水道法一部改正 地方公営企業法一部改正
"25	新水道ビジョン
"26	水循環基本法制定
"28	認可権限大阪府へ一部委譲 平成28年(2016年)熊本地震

### ※大阪広域水道企業団

淀川表流水を水源として浄水処理した水道水を、大阪市以外の府内42市町村(末端水道事業)に卸売りする用水供給事業や、工業用水事業を行っています。前身は大阪府営水道で大阪府が経営していたものを受水する42市町村が事業を継承し、平成23年(2011年)4月に事業を開始しました。

### ※2大工事

泉浄水所の将来的な機能停止を見据え、片山浄水所を中心とした再構築を目的として実施する工事です。

片山浄水所の水処理施設を膜ろ過方式に抜本更新する「片山浄水所水処理施設更新工事」と、2つの浄水所を結ぶ口径1000mmの連絡管を当部初のシールド工法を用いて布設し送配水ネットワークを構築する「片山浄水所・泉浄水所連絡管布設工事」を指します。

いて給水車への補給が可能となるよう災害時給水拠点の機能の充実を図るとともに、避難所となる小学校への組立式貯水槽の設置を進めてきました。

同年7月には、西日本を中心に集中豪雨が発生し、岡山県や広島県などで大きな被害が発生したことから、本市からも1週間にわたり職員10名を倉敷市に派遣し支援活動を行いました。9月には台風21号が関西地方に上陸し、市内でも強風による倒木や家屋の損壊等のほか、大規模な停電が発生したため、高層マンションなどではポンプが停止し断水したことから、応急給水活動を実施しました。地球温暖化等の影響により、想定以上の豪雨災害が多発している中で、耐震化などの施設整備に加えて、受援体制の構築など様々な災害への備えが必要となってきました。

経営面においては、水需要が減少傾向にある一方で2大工事を始めとする施設整備に多大な費用が必要となるなど、今後ますます経営環境は厳しさを増していくことを想定して、平成25年(2013年)6月に「今後の水道事業と料金のあり方について」を水道事業経営審議会に諮問し、翌年6月に答申が出されました。

その答申に基づき1年半の検討を重ね、平成27年(2015年)12月定例会市議会において、2年間で10%の値上げとなる料金改定と用途別から口径別料金体系への変更、加入金の改定、督促手数料及び延滞金の廃止等の条例改正案が可決され、平成28年(2016年)4月から施行されました。この19年ぶりとなる値上げにより、料金算定期間である平成30年度(2018年度)までの3年間の施設整備の財源を確保しました。また、口径別料金への変更により、今後も続く予測される節水型社会においても水需要の減少に大きく左右されない料金体系とすることができました。

財源の確保のほか、平成28年(2016年)4月から高齢者世帯声掛けサービス及び認知症サポーターの取組を、平成31年(2019年)3月からは水道の開栓電子申請を開始するなど、サービスの充実を図ってきました。

また、経営効率化につながる広域連携の取組のひとつとして、企業団千里浄水池に近接している本市運間配水場と豊中市、箕面市の受配水施設との将来的な統合を目指した共同ポンプ施設の整備に向けて各市の状況に応じて段階的に進めています。平成29年度(2017年度)には「豊中市、吹田市及び箕面市共同ポンプ施設築造工事に係る業務に関する施行協定書」を締結し、整備が進められています。

府内においては、企業団と四條畷市、太子町及び千早赤阪村が水道事業を統合し、平成29年(2017年)4月から事業を開始しました。平成31年(2019年)4月には泉南市をはじめ2市4町が加わったほか、さらに4市町が統合に向けて協議しているところです。令和6年度(2024年度)には能勢町の事業統合が予定されており、大阪市を除く府内42市町村のうち14市町村が統合する見込みとなり、府域一水道に向けて進んでいます。

## (8) 基盤強化に向けて

平成30年(2018年)に、水道事業の経営基盤強化を目指し、コンセッション方式(公設民営化)を含めた官民連携の推進や適正な資産管理、広域連携の推進が主な内容となる改正水道法が制定されました。

改正水道法においては、都道府県のリーダーシップによる水道事業の広域化推進が求められています。大阪府ではこれに先立って平成30年(2018年)8月に府が主体の「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」が発足し、府内全事業体の参画のもと持続可能な府域水道事業の構築に向けた議論が始まっています。令和2年(2020年)3月には、広域化推進プランと位置付ける「府域一水道に向けた水道のあり方に関する検討報告書」が出されました。

本市においては、改正水道法の趣旨を踏まえながら、水道システムの再構築に着手した本市水道事業の基盤強化に向けた経営戦略として、10年間の投資・財政計画を含む新たな基本計画「すいすいビジョン2029」を令和元年(2019年)9月に策定しました。

策定にあたっては、平成29年度(2017年度)に吹田市水道事業経営審議会に対し「吹田市水道事業の新たな基本計画について」を諮問し、その答申に基づき検討を重ね、施策の方向性や健全な水道事業を持続するための考え方などを明確にしました。

また、計画に基づき強靱な水道施設を構築し、健全な事業経営を持続することを目的として、令和2年(2020年)4月に平均改定率15.2%の料金改定を行い、「すいすいビジョン2029」のもと、本市水道事業が「地域の水道」として、安全な水道水を未来へつないでいくための第一歩を踏み出しました。

令和元年(2019年)12月には「新型コロナウイルス」による感染症の発生が報告され、その

年	主な出来事
平29	大阪広域水道企業団と四條畷市、太子町、千早赤阪村との事業統合
"30	大阪府北部地震 平成30年7月豪雨 水道法改正
"31	大阪広域水道企業団と泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町との事業統合
令2	新型コロナウイルス感染拡大 「緊急事態宣言」発出

### ※口径別料金体系

料金算定にあたり、使用者の水道メーター(給水管)の口径に応じて料金額差を設ける体系のことで、給水管口径に基づく給水能力に見合った料金負担となるため客観的公平性に優れ、日本水道協会の料金算定要領でも口径別料金体系を原則としています。

### ※府域一水道

府内の水道事業者が共通して抱える課題に対し、広域化による運営基盤強化を図るため、将来的に府内43市町村の水道事業を統合しようとするものです。市町村はそれぞれ事情が異なるため、多様な広域化の形態を探りながら企業団及び市町村の合意形成に基づき進めています。

### ※コンセッション方式(公設民営化)

地方公共団体が水道施設の所有権を有したまま、民間事業者が当該施設の運営を委ねるPFI(Private Finance Initiative)の類型の一つです。

令和元年(2019年)施行の改正水道法により、地方公共団体が水道事業者としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて公共施設等運営権を民間事業者を設定することができるようになりました。

後全世界に急速に広がりました。我が国においては、令和2年(2020年)4月16日に「緊急事態宣言」が発せられ、全国一斉に不要不急の外出自粛が求められるとともに企業等にも休業要請が出され、市民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしています。

この未曾有の事態を受けて、国からは全国の水道事業者に対し、水道料金の支払い猶予などの要請が出され、本市においては、以前にも増して柔軟に対応しています。

衛生確保の観点からも滞ることのない水道水の供給により一層努めるとともに、今後は「新しい生活様式」に沿った業務体系など対応が求められています。

## 2. 水道事業の歩み(年譜)

年 月	建 設	制 度 等
明41(1908)		吹田町誕生
大14(1925).4		町議会にて3か年計画で水道布設を議決
大15(1926).11		大阪市と上水受水契約を締結
昭2(1927).2		町議会にて吹田町水道条例を制定
昭2(1927).3	吹田町営水道起工式挙行	
昭2(1927).4	吹田町営水道着工	総人口19,838人、給水人口6,037人 (普及率30%)
昭2(1927).7		水道事業の認可(7/20)、起債260,000円許可
昭2(1927).8	試験通水 8/25 正式通水 8/30	水道使用条例適用
昭2(1927).9		水道料金徴収開始
昭6(1931)		メーターの責任修復の許可
昭8(1933).4		水道料金改定 (尺貫法からメートル法へ移行)
昭12(1937).4		毎月集金制実施
昭15(1940).4		市制実施(吹田町、三島郡千里村、同岸部村、豊能郡豊津村が合併)
昭21(1946).1	京阪神急行電鉄経営の千里山水道を吸収し、 千里山浄水所として給水開始	
昭22(1947).9	阪北上水道組合豊津地区を吸収	
昭22(1947).10		水道料金改定
昭23(1948).12	第1次拡張事業着工(変更認可)昭25.3完成	
昭24(1949).4	御旅ポンプ場完成 第2次拡張事業着工(変更認可)昭31.3完成	
昭24(1949).8		水道料金改定
昭26(1951).10	片山配水池築造(1,000m <sup>3</sup> )に伴い給水開始	
昭27(1952).1		水道料金改定
昭28(1953).7	片山浄水所にて浄水開始	
昭30(1955).10		山田村合併
昭31(1956).10		地方公営企業体として発足
昭32(1957).4	第3次拡張事業着工(変更認可)昭37.3完成	
昭32(1957).12	山田地区配水幹線布設	
昭33(1958).4	山田地区給水開始	
昭34(1959).3	千里山浄水所にて浄水池築造(1,000m <sup>3</sup> )	
昭35(1960).7	府営水道より受水開始	府営水12円50銭/m <sup>3</sup>
昭35(1960).8	片山浄水所にて配水池築造(3,072m <sup>3</sup> )	
昭36(1961).3	山田ポンプ場完成	
昭36(1961).4	第4次拡張事業着工(変更認可)昭40.3完成	
昭36(1961).7	府営水道が千里丘陵地区へ送水開始	
昭36(1961).8	山田配水池築造	

年 月	建 設	制 度 等
昭37(1962).4		水道料金改定
昭37(1962).6	泉浄水所第1期工事着工 昭38.6完成	
昭37(1962).9	千里ニュータウンに府営水道が送水開始	千里ニュータウン入居開始 水道事業所から水道部へ
昭37(1962).10	千里丘陵第一受水場操業開始 金田ポンプ場完成	吹田市上水道開設35周年記念式挙行
昭38(1963).2	市内配水幹線着工 昭38.6完成	
昭38(1963).6		水質試験室発足
昭38(1963).7		千里丘簡易水道吸収(昭39.10完了)
昭38(1963).8	佐井寺配水池築造	
昭38(1963).9	泉浄水所第2期工事着工 昭39.6完成	無線装置正式開局(金田ポンプ場内)
昭38(1963).10		吹田市水道事業協力会連絡協議会発足
昭39(1964).2	津雲配水場操業開始	
昭39(1964).4		配水管工事分担金制度条例化
昭39(1964).5	御旅ポンプ場自動化完成	
昭39(1964).7	泉浄水所にて浄水開始	
昭39(1964).9	蓮間配水場操業開始	
昭39(1964).10		片山浄水所公園計画に伴い虹ますの養殖開始
昭39(1964).12	泉浄水所に自家発電装置完成	
昭40(1965).1	千里山浄水所ポンプ室改築工事着工 昭40.10完成	
昭40(1965).4	第5次拡張事業着工(変更認可) 昭45.3完成	大阪市水16円/m <sup>3</sup> 、府営水16円/m <sup>3</sup> 紀州製紙施設使用料5円/m <sup>3</sup>
昭40(1965).5		職員待機宿舎(山水荘)完成 水道料金改定
昭41(1966).1	泉浄水所拡張第1期工事着工 昭41.4完成	
昭41(1966).4		労働安全衛生委員会設置
昭41(1966).6	淀川表流水受水開始	
昭41(1966).7		下水道料金(旧市内)を上水道料金と同時徴収
昭41(1966).12	泉浄水所拡張第2期工事着工 昭42.6完成	地方公営企業法改正
昭42(1967).1		管理者制度発足
昭42(1967).4		財団法人吹田市水道サービス公社発足
昭42(1967).8	万国博覧会用送水管布設工事着工 昭43.2完成	
昭42(1967).12	泉浄水所拡張第3期工事着工 昭和43.6完成	
昭43(1968).5		水道遊園条例を制定(同月21日片山浄水所に 虹ますセンターをオープン)
昭43(1968).7		集金制を廃止し、納付制を実施 全地区委託検針を実施
昭43(1968).8		水道料金の督促手数料、延滞料徴収開始



年 月	建 設	制 度 等
昭43(1968).9	片山浄水所管理棟（庁舎）築造工事着工 昭44.4完成	
昭44(1969).3	泉浄水所管理棟（水道部本庁舎）築造工事 着工 昭44.12完成	
昭44(1969).4	第6次拡張事業着工(変更認可)昭54.3完成 片山浄水所混和池築造工事着工 昭46.3完成	
昭44(1969).12	泉浄水所第2配水池築造工事完成 泉浄水所高架水槽築造工事完成	泉浄水所管理棟（水道部本庁舎）完成に伴う移転
昭45(1970).3	片山浄水所第3配水池築造工事着工 昭46.3完成	
昭45(1970).4	千里配水幹線工事着工 昭46.5完成	
昭45(1970).5	片山浄水所高速ろ過設備工事着工 昭46.3完成	
昭45(1970).8		水道料金調定事務に電算導入
昭46(1971).2	片山浄水所第11号さく井掘さく工事着工 昭46.8完成	
昭46(1971).4	第6次拡張事業(第1回変更)着工	千里丘陵地区上水道事業を統合
昭46(1971).10	岸部地内φ450mm配水管工事着工 昭47.10完成 山田幹線φ600mm導水管工事着工 昭47.3完成	
昭46(1971).11	集中監視制御設備第1期工事着工 （津雲・山田） 昭47.6完成	
昭47(1972).4	第6次拡張事業(第2回変更)着工	2か月検針、2か月徴収実施
昭47(1972).5		加入金制度実施、集合住宅各戸検針・各戸徴収 実施（遠隔指示メーターのみ）
昭47(1972).10	集中監視制御設備第2期工事着工 （御旅・原水モニター） 昭48.3完成	大阪市水25円/m <sup>3</sup> に改定
昭47(1972).12	千里山高速ろ過装置工事完成	
昭48(1973).4		開発負担金制度実施、検針員を非常勤嘱託職員 として採用
昭48(1973).7	集中監視制御設備第3期工事着工（蓮間） 昭49.1完成	異常渇水により府の給水制限受ける
昭48(1973).9	千里山浄水所第11号さく井掘さく工事着工 昭49.5完成 山田新芦屋φ400mm配水幹線第1期工事着工 昭48.10完成	
昭48(1973).10	集中監視制御設備工事第3期工事着工 （給水モニター） 昭49.3完成	
昭48(1973).12	山田新芦屋φ400mm配水幹線第2期工事着工 昭49.6完成	

年 月	建 設	制 度 等
昭49(1974).4	給水モニター設置	加入金、開発負担金、給水工事関係手数料改定 紀州製紙施設使用料6円30銭/m <sup>3</sup> に改定
昭49(1974).6		府営水19円70銭/m <sup>3</sup> に改定
昭49(1974).7	泉浄水所180kW送水ポンプ増設工事着工 昭50.2完成	
	泉浄水所第8号さく井掘さく工事着工 昭49.12完成	
昭49(1974).9	集中監視制御設備第4期工事着工 昭50.3完成	
昭49(1974).11	御旅ポンプ場改築工事着工 昭50.5完成	
昭50(1975).4		大型メーター2か月検針実施
昭50(1975).8	集中監視制御設備第5期工事着工 昭51.1完成	吹田市水道事業懇談会を設置
昭50(1975).9		大阪市水50円/m <sup>3</sup> に改定 (責任使用水量制採用)
昭51(1976).3	泉・片山浄水所汚泥槽設備工事完成	
昭51(1976).4		水道料金改定(平均45.52%・通増制導入)、 加入金・開発負担金・給水工事関係手数料を改定
昭51(1976).7	泉浄水所第9号さく井掘さく工事着工 昭52.2完成	
昭51(1976).10		府営水29円70銭/m <sup>3</sup> に改定
昭52(1977).4		水道料金改定(平均35.00%)
昭52(1977).6	集中監視制御設備第6期工事着工(情報処理の部) 昭53.3完成	
昭52(1977).7		開発負担金改定
昭52(1977).8		異常湧水による取水・給水制限実施
昭52(1977).9	山田新芦屋地内φ400mm配水幹線布設工事 着工 昭52.11完成	
昭52(1977).10	都市計画道路佐井寺山田下線φ300mm配水 幹線布設工事着工 昭52.10完成	水道事業懇談会解散 府営水43円70銭/m <sup>3</sup> に改定
	山田地内φ450mm配水幹線布設工事着工 昭52.11完成	
昭52(1977).12	南吹田第1土地区画整理地内配水管布設工 事着工 昭53.4完成	
昭53(1978).2	片山浄水所府水導入管φ450mm布設第1期 工事着工 昭53.5完成	
	山田地内φ450mm配水幹線布設工事 (第1工区・第2工区)着工 昭53.5完成	
昭53(1978).4	泉浄水所第10号さく井掘さく工事着工 昭53.9完成	水道料金改定(平均19.77%) 昭53.3.9議決「大阪府営千里浄水池系送水施設の 管理・運用に関する協定」発効

年 月	建 設	制 度 等
昭53(1978).5	片山浄水所第13号さく井掘さく工事着工 昭53.11完成	
昭53(1978).7	佐井寺山田下線φ300mm配水幹線布設第2期 工事着工 昭53.8完成	
	山田西団地内φ450mm配水幹線布設工事 (第1工区)着工 昭53.8完成	
	山田西団地内φ450mm配水幹線布設工事 (第2工区)着工 昭53.9完成	
昭53(1978).9		異常湧水による取水・給水制限実施
昭53(1978).10		府営水48円70銭/m <sup>3</sup> に改定
昭53(1978).12	山田、小川茨木線φ300mm配水管布設工事 着工 昭54.2完成	
昭54(1979).2	国鉄駅前再開発に伴うφ300mm配水管布設 工事着工 昭54.4完成	
	片山浄水所府水導入管φ450mm布設工事 (第3工区)着工 昭54.3完成	
	片山浄水所府水導入管φ450mm布設第2期 工事着工 昭54.4完成	
昭54(1979).3		水道料金改定(平均3.94%)
昭54(1979).4	第1期上水道施設等整備事業着手 昭60.3完成	
昭54(1979).5	泉浄水所高架配水槽改良工事着工 昭54.8完成	
昭54(1979).6	万博調圧槽改良工事着工 昭54.7完成	
昭54(1979).7	山田新芦屋地内φ300mm布設工事着工 昭54.10完成	
昭54(1979).9	職員待機宿舎(山水荘)改良工事着工 昭54.11完成	
昭54(1979).10	小曾根配水幹線φ500mm布設工事着工 昭54.11完成	
	都市計画道路佐井寺片山高浜線配水幹線 φ600mm布設工事着工	
昭54(1979).11	職員待機宿舎(山水荘)全面改装	
昭55(1980).11		口座振替制度開始
昭55(1980).11	津雲配水池新設工事着工 昭55.12完成	
昭55(1980).3	江坂町2丁目上水道管布設工事着工 昭55.4完成	
昭55(1980).5	職員待機宿舎(山水荘)建物解体撤去工事 着工 昭55.6完了	
昭55(1980).8	都市計画道路佐井寺片山高浜線配水管 φ600mm布設工事着工 昭56.2完成	

年 月	建 設	制 度 等
昭55(1980).9	糸田川φ500mm水管橋架設工事着工 昭56.2完成	
昭55(1980).12	万博地内φ400mm配水幹線布設工事着工 昭56.3完成	
昭56(1981).2	泉浄水所塩素中和装置改良工事着工 昭56.3完成 下新田配水幹線φ400mm布設工事着工 昭56.4完成	異常寒波による給水管等の凍結
昭56(1981).3	山田新芦屋地内φ300mm配水幹線布設工事 着工 昭56.5完成	水道遊園（虹ますセンター）廃園 昭56.3.31
昭56(1981).4	山田配水池送水管φ350mm布設工事着工 昭56.7完成	紀州製紙施設使用料8円50銭/m <sup>3</sup> に改定
昭56(1981).9	西部配水幹線φ300mm布設工事着工 昭56.11完成 片山浄水所府水導入管φ450mm布設第4期 工事着工 昭56.11完成	泉浄水所粒状活性炭投入 昭56.9.8 建設省より水利使用許可 昭56.9.24 (30,000m <sup>3</sup> /日)
昭56(1981).12	片山浄水所第4配水池新設工事 (容量14,000m <sup>3</sup> ) 着工 昭58.8完成	
昭57(1982).4	片山配水池φ400mm布設工事着工 昭57.5完成	直営電子計算機へ移行
昭57(1982).5	片山浄水所次亜塩素酸ソーダ注入設備工事 着工 昭和57.8完成	
昭57(1982).7	府道大阪高槻京都線配水管φ600mm横断工事 着工 昭57.9完成	
昭57(1982).9		電子計算機端末機による検索開始
昭58(1983).4		紀州製紙施設使用料10円/m <sup>3</sup> に改定
昭58(1983).8	中継ポンプ場新設工事 昭59.1完成	
昭58(1983).10	(仮称)西江坂コミュニティー道路送水管 φ500mm布設工事 昭59.1完成 中継ポンプ場新設工事（建築の部） 昭59.1完成	
昭59(1984).2		異常寒波による給水管等の凍結
昭59(1984).4	片山昭和町送水幹線φ600mm布設工事 (その1) 昭59.5完成	督促手数料改定
昭59(1984).6	片山昭和町送水幹線φ600mm布設工事 (その2) 昭59.10完成 津雲配水場送水ポンプ増設工事着工 昭59.10完成	
昭59(1984).10		府営水57円20銭/m <sup>3</sup> に改定 大阪市水55円/m <sup>3</sup> に改定 異常渇水により第1次取水制限を受ける (10%カット) 昭59.10.8

年 月	建 設	制 度 等
昭59(1984).11	佐井寺区画整理内送配水管φ100～450mm布設工事 昭60.2完成	異常湧水により第2次取水制限を受ける(20%カット) 昭59.11.6
昭60(1985).4	第2期上水道施設等整備事業着手(第1期継続) 平5.3完成	
昭60(1985).8		泉浄水所粒状活性炭敷置 昭60.8.24
昭60(1985).11	南千里片山送水幹線φ700mm布設工事(その2、3) 昭61.4完成	
昭61(1986).3		吹田市水道事業協力会連絡協議会解散
昭61(1986).8	南千里片山送水幹線φ700mm布設工事(その1) 昭61.9完成 南千里片山送水幹線φ700mm布設工事(その6) 昭61.11完成	
昭61(1986).10	南千里片山送水幹線φ700mm布設工事(その5) 昭62.1完成	異常湧水により第1次取水制限を受ける(10%カット) 昭61.10.17
昭61(1986).11	中央管理室計装設備工事 昭62.3完成	異常湧水により第2次取水制限を受ける(20%カット) 昭61.11.28
昭62(1987).2	南千里片山送水幹線φ700mm布設工事(その4) 昭62.5完成	
昭62(1987).3	南千里片山送水幹線φ700mm布設工事(その7) 昭62.6完成	
昭62(1987).6		泉浄水所で粒状活性炭敷置
昭62(1987).7		部に「理事」設置
昭62(1987).8	泉浄水所汚泥処理設備工事(その1、その2) 昭63.5完成	
昭62(1987).10		部長を一般職として設置(昭62.10.20公布)
昭63(1988).4	府工業用水道緊急応援分水工事 昭63.11完成	
昭63(1988).9	千里丘下配水管φ250～300mm布設工事 平元.1完成	泉浄水所で粉末活性炭投入
昭63(1988).11	中央管理室計装設備工事 平元.1完成	
平元(1989).4		府営水55円54銭/m <sup>3</sup> に改定 消費税法施行(3%)、水道料金改定(平均26.88%) 遠隔契約における差水料金徴収の原則廃止
平元(1989).6	南千里佐井寺送水幹線φ700mm布設工事 平2.1完成	水の缶詰「千里の水」製造配布、泉浄水所で粉末活性炭投入(6/20～7/11)
平元(1989).7		「3階」直結給水開始(個人住宅)
平2(1990).2	地下水系浄水処理実験設備製作	
平2(1990).3	泉表流水No.2沈澱池汚泥排泥装置完成	
平2(1990).4		市制施行50周年、水の缶詰再製造、機構改革実施
平2(1990).5		泉浄水所で粉末活性炭投入(5/24～6/20)

年 月	建 設	制 度 等
平2(1990).6	片山浄水所さく井掘替工事 平3.3完成	
	佐井寺配水池築造工事 平3.3完成	
	中央管理室計装設備改良工事 平2.11完成	
平2(1990).7	高度浄水処理実験設備工事Ⅰ 平2.12完成	
平2(1990).8	佐井寺南区画整理内配水管 φ100~450mm布設工事 平3.3完成	
	佐井寺南区画整理内送水管 φ300~700mm布設工事 平3.3完成	
平2(1990).9	泉浄水所さく井掘替工事 平3.3完成	泉浄水所で粉末活性炭投入(9/3~9/14)
平2(1990).10	泉浄水所No.1沈澱池改良工事 平3.3完成	
平3(1991).3		淀川表流水水利権更新(1回目)
平3(1991).5		「千里の水」1.5リットルペットボトル 製造配布
平3(1991).6	高度浄水処理実験設備工事Ⅱ 平3.9完成	第1回市民水源見学バスツアー実施
平3(1991).7	佐井寺南区画整理内配水管	
	φ100~250mm布設工事 平4.9完成	
平3(1991).8		泉浄水所で粉末活性炭投入(8/21~10/14)
平3(1991).10		見学者用水道PRビデオⅡ完成
平3(1991).11	佐井寺南区画整理内送水管	
	φ450~700mm布設工事 平4.3完成	
平4(1992).4		高度浄水処理水「プリーナ・フォント」製造配布 紀州製紙施設使用料12円20銭/m <sup>3</sup> に改定
平4(1992).5	片山浄水所水処理設備改良工事 平5.10運転開始	
平4(1992).7		水道事業懇談会開催(同年9月4日提言、解散)
平4(1992).8	泉浄水所さく井掘替工事 平5.5完成	泉浄水所で粉末活性炭投入(8/5~8/19)
	佐井寺南区画整理内配水管 φ75~350mm布設工事	建設省より水利使用許可(継続)平4.8.25 (30,240m <sup>3</sup> /日)
平4(1992).10	佐井寺南区画整理内送水管φ700mm布設工事	
平5(1993).3	第6次拡張事業(第3回変更認可取得)	
平5(1993).4	片山浄水所前処理施設稼働	水道料金改定(平均29.85%) 府営水74円50銭/m <sup>3</sup> に改定 「プリーナ・フォント」再製造 「3階」直結給水開始(集合住宅等)
平5(1993).5		泉浄水所で粉末活性炭投入(5/31~6/14)
平5(1993).6		大阪市水74円/m <sup>3</sup> に改定
平5(1993).8	泉浄水所さく井掘替工事 平6.2完成	
平5(1993).11		開発負担金改定
平5(1993).12		水質新基準施行
平6(1994).3	中央管理室制御用電算機更新工事完成	(財)吹田市水道サービス公社による小規模受水槽 無料点検サービス開始
	片山浄水所ポンプ設備工事完成	
平6(1994).6		水道週間シンポジウム開催

年 月	建 設	制 度 等
平6(1994).8		泉浄水所で粉末活性炭投入(8/12~9/21) 異常濁水により8月22日、濁水対策本部を設置 (第3次取水制限20%カット実施、10/4解散)
平6(1994).10	庁舎第一別館完成 高度浄水処理設備築造工事起工	
平7(1995).3		千里山浄水所廃止 水道部災害対策委員会(阪神・淡路大震災)設置
平7(1995).4		営業電算新システム稼働 非常用飲料水製造開始
平7(1995).9	庁舎本館改装完了	
平8(1996).4		「5階」直結給水開始
平8(1996).7		水道事業経営審議会発足 「O-157」対策委員会設置
平8(1996).12	蓮間配水場耐震化設備工事着工 平9.3完成	臨時用保証金改定
平9(1997).1		異常寒波による給水管等の凍結
平9(1997).3		メーター口径30mm採用(メーター料徴収は4月分 から)、加入金・開発負担金改定
平9(1997).4		水道料金改定(平均23.13%) 地方消費税導入等による消費税率引上げ(5%) 「O-157」対策委員会設置
平9(1997).5		摂津市からの受水停止
平9(1997).6	高度浄水処理設備築造工事竣工、供給開始	記念式典挙行(事業創設70周年、高度浄水処理設 備築造工事竣工、水道サービス公社創設30周年) 見学者用水道PRビデオⅢ完成
平9(1997).8	佐井寺配水場ポンプ設備工事着工 平10.4完成	
平9(1997).9	千里山配水池築造工事着工 平11.6完成(千里山配水場に名称変更)	
平9(1997).12	津雲配水場耐震化工事着工 平10.5完成	水道条例改正(指定工事店制度、メーター料改定 平10.4施行)
平10(1998).4		指定工事店制度改正 メーター料改定(半額)、災害配備体制改定
平10(1998).5		水道事業経営審議会「答申」
平10(1998).7		水道事業経営審議会(第2次)スタート 府営水道が高度浄水処理全面稼働
平10(1998).10	災害用備蓄倉庫(津雲)完成	
平10(1998).11	山田配水場耐震化工事着工 平11.3完成	
平11(1999).6		「コンピュータ西暦2000年問題」危機管理対策委 員会設置
平11(1999).11		職員待機宿舎(山水荘)閉館
平11(1999).12	片山浄水所耐震化工事着工 平12.3完成	

年 月	建 設	制 度 等
平12(2000).4		財務会計システムスタート、開発負担金改定
平12(2000).7		水道事業経営審議会（第3次）スタート
平12(2000).9		渇水対策本部を設置（9/7） （10%取水制限 9/18解散）
平12(2000).10		府営水88円10銭/m <sup>3</sup> に改定
平12(2000).12	泉浄水所耐震化設備工事着工（No.1 ポンプ 井流入出管整備）平13.5完成	
平13(2001).2	災害用備蓄倉庫（山田）完成	
平13(2001).3		淀川表流水水利権更新（2回目）
平13(2001).4		再任用制度スタート
平13(2001).7		水道料金、メーター料、手数料（道路占用申請・ 修繕）、加入金に消費税転嫁（外税5%）
平13(2001).10		当直業務を民間委託 「5階」直結増圧給水開始
平14(2002).3		マッピングシステム一部稼働（名神以南）
平14(2002).4		大阪市水84円/m <sup>3</sup> に改定、改正水道法施行 紀州製紙施設使用料11円50銭/m <sup>3</sup> に改定
平14(2002).5		ペットボトル水「千里の水」製造
平14(2002).6		水道事業経営審議会「答申」
平14(2002).7		水道事業経営審議会（第4次）スタート
平14(2002).9		渇水対策会議を設置（9/30） （10%取水制限 平15.1.8解散）
平14(2002).12		水道条例改正（貯水槽水道関係、平15.4施行）
平15(2003).1		「10階程度」まで直結増圧給水開始 異常寒波による給水管等の凍結
平15(2003).4		マッピングシステム全面稼働 片山浄水所内（旧水道遊園）に「虹と水の広場」 完成
平15(2003).6		水道部独自のホームページを開設
平15(2003).12	泉浄水所構内耐震化工事着工（第1配水池 流入出管整備）平16.8完成	
平16(2004).1	片山浄水所遠隔操作設備工事完了 （平16.4月からは遠隔操作による無人化）	
平16(2004).4	第1次上水道施設等整備事業着手 （平16.4～平26.3）	水質新基準施行
平16(2004).7		水道事業経営審議会（第5次）スタート
平17(2005).1	万博配水場減圧設備工事着工 平18.2完成	
平17(2005).3	泉浄水所構内耐震化工事着工（第2配水池 及びNo.2 ポンプ井流入出管整備）平18.7完成	
平17(2005).4		電子入札導入 第1回津雲配水場ツツジ一般公開



年 月	建 設	制 度 等
平17(2005).8		水道災害サポーター制度発足 水道モニター制度発足
平17(2005).12	泉浄水所洗浄水槽築造工事着工 平18.3完成	
平18(2006).6		水道事業経営審議会「答申」
平18(2006).7		水道事業経営審議会(第6次)スタート
平18(2006).8	泉浄水所自家発電設備取替工事着工 平19.3完成	
平18(2006).11		「吹田市水道部中期経営計画」策定
平18(2006).12		水道条例改正 (宅内修繕廃止 平19.4施行、 日割計算・口座振替割引制度 平19.10施行)
平19(2007).4		水道料金改定 (基本水量及び最高単価見直し、平均△3.36%) 機構改革実施(係制廃止)
平19(2007).9	蓮間配水場ポンプ改良工事着工 平20.3完成	水道GLP認定取得
平19(2007).10	蓮間配水場自家発電設備取替工事着工 平20.3完成	新水道料金システム稼動 日割計算・口座振替割引制度開始 郵便局・コンビニエンスストア収納開始
平20(2008).3		ペットボトル水「吹田 いずみの水」製造
平20(2008).7		水道事業経営審議会(第7次)スタート
平20(2008).9	津雲配水場自家発電設備取替工事着工 平21.3完成	
平20(2008).11		高齢者宅の水道の無料相談・点検開始
平21(2009).2		「小学校への出前授業」開始
平21(2009).3	小学校の水飲み場設置事業開始	
平21(2009).4		水道事業経営審議会「答申」
平21(2009).9	泉浄水所第2ポンプ室耐震化工事着工 平22.5完成	
平21(2009).10		大阪市水70円/m <sup>3</sup> に改定 老朽管更新事業・国庫補助金交付決定
平21(2009).12		「すいすいビジョン2020」策定
平22(2010).1		メーター検針業務一部委託開始
平22(2010).3	第6次拡張事業(第4回変更認可取得)	
平22(2010).4	鉛製給水管面的整備事業開始 第2次上水道施設等整備事業着手 (平22.4~平32.3)	水道事業経営審議会「答申」 府営水78円/m <sup>3</sup> に改定
平22(2010).6		車両リース導入
平22(2010).7		水道事業経営審議会(第8次)スタート
平22(2010).10	泉浄水所薬注棟耐震化工事着工 平23.3完成	口座振替割引制度拡充(1回50円から100円に増額) 鉛製給水管布設替工事助成金制度創設
平22(2010).11	津雲配水場第1配水池ほか耐震化工事着工 平23.7完成	
平22(2010).12	片山浄水所第4配水池ほか耐震化工事着工 平24.3完成	

年 月	建 設	制 度 等
平23(2011).1		浄水運転管理業務(夜間)委託開始
平23(2011).3		東日本大震災応急給水活動支援隊派遣 (宮古市、大船渡市、陸前高田市 3/16~5/21、 40名派遣)
平23(2011).4		メーター検針業務委託地域拡大 大阪広域水道企業団事業開始 淀川表流水水利権更新(3回目)
平23(2011).9	佐井寺配水場配水池耐震化工事着工 平24.2完成 泉浄水所電算機更新工事着工 平25.3完成	水道GLP認定更新(1回目)
平23(2011).12	片山浄水所さく井新設工事着工 平24.5完成	
平24(2012).3		水道法施行条例制定 (布設工事監督者関係、平24.4施行) 水道部分室廃止
平24(2012).4		メーター検針業務全市域委託 北越紀州製紙施設使用料10円90銭/m <sup>3</sup> に改定
平24(2012).6		水道事業経営審議会「提言」
平24(2012).7		水道事業経営審議会(第9次)スタート
平24(2012).8		第1回水道フェア(夏休みすいすいくん祭り)
平24(2012).10	泉浄水所第1配水池耐震化工事着工 平27.1完成	水道料金滞納整理業務委託開始
平24(2012).12	津雲配水場第3配水池耐震化工事着工 平26.7完成	
平25(2013).3		「吹田市水道施設マスタープラン」策定 (財)吹田市水道サービス公社解散
平25(2013).4		企業団水75円/m <sup>3</sup> に改定
平25(2013).9	片山浄水所さく井新設工事着工 平26.7完成	
平25(2013).10		北越紀州製紙施設使用料11円30銭/m <sup>3</sup> に改定
平25(2013).12	山田配水場配水池耐震化工事着工 平27.3完成	
平26(2014).4		水道料金・メーター料(6月検針分より適用)、 加入金に転嫁の消費税8%に改定 新地方公営企業会計制度を平成26年度予算から 適用
平26(2014).6		水道事業経営審議会「答申」
平26(2014).7		水道事業経営審議会(第10次)スタート
平26(2014).11	津雲配水場第2配水池耐震化工事着工 平27.12完成	
平26(2014).9	吹田操車場跡地耐震性緊急貯水槽設置工事 着工 平27.3完成 平29.2供用開始	
平26(2014).10	泉浄水所薬品注入設備更新工事着工 平27.9完成(PAC貯槽室)	
平27(2015).4		北越紀州製紙施設使用料11円40銭/m <sup>3</sup> に改定 組織改正(3室体制を4室体制に変更)
平27(2015).7		千里浄水池敷地内での共同ポンプ施設整備に係る 覚書締結(企業団及び豊中市、吹田市、箕面市)

年 月	建 設	制 度 等
平27(2015).7		泉浄水所一部土地売却 (南吹田駅前線立体交差事業)
平27(2015).9		水道GLP認定更新(2回目)
平27(2015).12		水道条例改正(水道料金2年で平均10%改定、 口径別料金、加入金改定ほか、平28.4施行) 開発事業の手続等に関する条例改正 (開発負担金の廃止、平28.4施行) 企業団規約の変更(3団体統合、平29.4施行)
平28(2016).1		メーター検針業務・滞納整理業務包括委託開始 閉栓時現地精算サービス開始
平28(2016).1		異常寒波による給水管等の凍結
平28(2016).3		水道条例改正 (地下水等利用専用水道、平28.10施行) 水道事業の設置等に関する条例改正(平28.4施行)
平28(2016).3	再構築事業(変更認可取得)	
平28(2016).4		組織改正(課制廃止、グループ再編)
平28(2016).4		水道料金改定 (平均5.5%、口径別料金に移行、メーター料廃止) 加入金の改定、開発負担金、配水管工事分担金制度 及び督促手数料、延滞料の廃止
平28(2016).4		高齢者世帯声かけサービス開始 認知症サポーターの取組開始
平28(2016).4		平成28年熊本地震応急給水支援隊派遣 (熊本市 4/16~4/30、15名派遣)
平28(2016).6		大阪広域水道企業団が所有する千里浄水池の敷地 内における豊中市、吹田市及び箕面市の共同ポン プ施設の第1期整備事業等に関する基本協定書締 結(企業団及び豊中市、吹田市、箕面市)
平28(2016).7		水道事業経営審議会(第11次)スタート
平28(2016).8		旧王子給水塔用地一部売却(3筆のうち2筆)
平28(2016).10	片山浄水所水処理施設更新工事着工	
平28(2016).11	片山浄水所・泉浄水所連絡管布設工事着工	
平29(2017).2	北大阪健康医療都市(健都)耐震性貯水槽 9か所目の災害時給水拠点として供用開始	
平29(2017).4		水道料金改定(平均4.5%相当分)
平29(2017).4		大阪広域水道企業団と3市町村(四條畷市、太子 町、千早赤阪村)が事業統合 企業団議会議員定数を30名から33名に変更
平29(2017).7		水道モニター制度廃止
平29(2017).8		吹田市などで大規模停電発生(高層住宅等で断水 が発生し、応急給水活動実施)
平30(2018).3		水道部経営企画会議の設置
平30(2018).4		企業団水72円/m <sup>3</sup> に改定 「水道いどばた会議」開始
平30(2018).5		水道事業経営審議会「答申」

年 月	建 設	制 度 等
平30(2018).6		大阪府北部地震(濁水発生で応急給水拠点開設)
平30(2018).7		企業団規約の変更(7団体統合(うち、1団体は令6.4施行)平31.4施行) 平成30年7月豪雨応急給水支援隊派遣 (岡山県倉敷市真備町 7/11~7/17、12名派遣)
平30(2018).9		台風21号(停電によりマンション等で断水が発生し、応急給水活動実施)
平30(2018).10		水道事業経営審議会(第12次)スタート
平31(2019).3	泉浄水所 高架水槽撤去	水道の閉開栓のインターネット受付サービス開始
平31(2019).4	第3次上水道施設等整備事業着手 (平31.4~令12.3)	大阪広域水道企業団と6市町(泉南市、阪南市豊能町、忠岡町、田尻町、岬町)が事業統合
令元(2019).7		水道条例改正(指定給水装置工事事業者の指定に係る更新手数料の制定及び指定手数料の改定)
令元(2019).9		「すいすいビジョン2029」策定 水道GLP認定更新(3回目)
令元(2019).10		水道料金(12月検針分より適用)、加入金に転嫁の消費税を10%に改定 改正水道法施行
令元(2019).11	佐井寺配水場小水力(マイクロ水力)発電設備の設置及び運用開始	
令元(2019).12		水道条例改正(平均15.2%改定、令2.4施行) 旧王子給水塔用地売却
令2(2020).2		新型コロナウイルス感染症対策本部設置
令2(2020).3	部庁舎(本館)耐震補強工事完成	大阪市との分水契約解除(東、西御旅町) 大阪市と吹田市の応援給水に関する協定書締結 コロナ禍における水道料金支払い猶予開始
令2(2020).4		水道料金改定(平均15.2%改定) 「すいすいビジョン2029」スタート 水道料金のスマートフォン決済開始 中核市に移行
令2(2020).7		企業団規約の変更(4団体統合 令3.4施行)

### 3. 事業認可の変遷

項目 名称	認可 年月	計 画		備 考
		給水人口 (人)	一日 最大給水量 (m <sup>3</sup> /日)	
創 設	昭和 2 年 3 月	30,000	3,300	吹田町営水道給水開始
第1次水道拡張事業	昭和 23 年 3 月	70,600	12,700	給水人口(給水量)の増加 及び送水管布設事業等
第2次水道拡張事業	昭和 24 年 4 月	70,600	17,520	給水人口(給水量)の増加 及び千里山浄水所さく井新設等
第3次水道拡張事業	昭和 32 年 2 月	128,000	42,240	給水人口(給水量)の増加
第4次水道拡張事業	昭和 36 年 2 月	160,000	62,300	給水人口(給水量)の増加 (千里ニュータウン建設等)
第5次水道拡張事業	昭和 40 年 3 月	211,000	99,170	給水人口(給水量)の増加 (千里ニュータウン建設等)
第6次水道拡張事業	昭和 44 年 2 月	308,000	169,000	給水人口(給水量)の増加 (千里ニュータウン建設等)
第6次水道拡張事業 (変更)	昭和 46 年 3 月	411,000	199,900	給水人口(給水量)の増加
第6次水道拡張事業 (2回変更)	昭和 47 年 3 月	411,000	199,900	千里丘陵地区上水道事業の統合
第6次水道拡張事業 (3回変更)	平成 5 年 3 月	379,200	208,000	浄水方法の変更 (泉浄水所:高度処理の導入) (片山浄水所:除鉄施設の導入)
第6次水道拡張事業 (4回変更)	平成 22 年 3 月	368,900	155,100	取水地点の変更 (片山浄水所:さく井の掘り替え) (泉浄水所:さく井の掘り替え)
水道再構築事業	平成 28 年 3 月	365,300	141,000	取水地点の変更 (片山浄水所:さく井の新設) 浄水方法の変更 (片山浄水所:膜処理設備の導入)

## 4. 料金等の変遷

### (1) 水道料金の変遷 (1か月につき)【創設～令和2年】

改定年 料率 種別	昭和2年(1927年)			昭和8年(1933年)			昭和22年(1947年)		
	基本料金		超過料金 1石について (銭厘)	基本料金		超過料金 1m <sup>3</sup> について (銭厘)	基本料金		超過料金 1m <sup>3</sup> について (円)
	石	銭厘		m <sup>3</sup>	銭厘		m <sup>3</sup>	円	
小口専用									
一般専用									
大口専用									
家事営業用	30	75	2.5	5.5	72	13.2	10	45	5.50
定額用 (1戸4人まで)								45	1人増加毎に 11
会社工場用							10	60	6.50
特別営業用			3			13.2			
官公署学校用							10	60	6.50
公衆浴場用			2			10.5	300	900	3
公営プール用									
庭園用			3			30	10	300	30
原動力用			3			16	100	800	8
臨時用									
集団住宅第一種 (受水槽のあるもの)									
集団住宅第二種 (受水槽のないもの)									
共用一般住宅用	20	40	2	3.2	38	10.5	10	40	10
共用アパート用									
共用定額用 (1戸4人まで)								40	1人増加毎に 10

### (2) メーター料の変遷 (メーター1個1か月につき)【創設～平成28年】

改定年 口径	昭和2年 (1927年)	昭和8年 (1933年)	昭和22年 (1947年)	昭和24年 (1949年)	昭和27年 (1952年)	昭和37年 (1962年)	昭和40年 (1965年)
13mm	30銭	30銭	無料	無料	無料	無料	20円
20mm	40銭	40銭	無料	無料	無料	50円	80円
25mm	60銭	60銭	20円	40円	50円	80円	80円
40mm	2円	2円	50円	100円	120円	180円	180円
50mm	3円	3円	100円	200円	360円	540円	540円

昭和24年(1949年)			昭和27年(1952年)			昭和37年(1962年)			昭和40年(1965年)		
基本料金		超過料金 1m <sup>3</sup> について (円)	基本料金		超過料金 1m <sup>3</sup> について (円)	基本料金		超過料金 1m <sup>3</sup> について (円)	基本料金		超過料金 1m <sup>3</sup> について (円)
m <sup>3</sup>	円		m <sup>3</sup>	円		m <sup>3</sup>	円		m <sup>3</sup>	円	
									10	200	30
									10	280	38
						40	1,000	30	40	1,280	42
10	130	13	10	170	17	10	200	25			
	130	1人増加毎に 20		170	1人増加毎に 30						
10	150	16	10	200	21						
10	150	16	10	200	21	10	250	30	10	320	38
300	3,200	11	300	4,300	15	300	5,400	20	800	17,600	25
									1	30	30
10	1,000	100	10	1,300	130	10	3,000	300			
100	2,400	24	100	3,200	37						
			10	200	21	10	350	35	10	500	50
									1	25	25
									戸数× 10	戸数× 200	30
10	110	11	10	150	15	10	180	20	10	200	25
						室数× 10	室数× 180	25	室数× 10	室数× 180	30
	110	1人増加毎に 22		150	1人増加毎に 30						

改定年 口径	昭和2年 (1927年)	昭和8年 (1933年)	昭和22年 (1947年)	昭和24年 (1949年)	昭和27年 (1952年)	昭和37年 (1962年)	昭和40年 (1965年)
75mm	4円	4円	210円	420円	500円	750円	750円
100mm	—	—	—	—	600円	900円	900円
125mm	—	—	—	—	850円	1,280円	—
150mm	—	—	—	—	1,000円	1,500円	1,500円
200mm	—	—	—	—	—	2,000円	2,000円

種 別	改定年		昭和51年(1976年)				昭和52年(1977年)				昭和53年(1978年)									
	料 率		基 本		超 過		基 本		超 過		基 本		超 過							
	水量	料金	水 量		料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金							
小 口 専 用	m <sup>3</sup>	円	10	260	第1段 10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> まで	円	m <sup>3</sup>	円	10	290	第1段	円	m <sup>3</sup>	円	10	370	第1段	円	60	
一 般 専 用	10	310	10	310	第2段 20m <sup>3</sup> " 30m <sup>3</sup> "	10	340	10	340	第2段	10	400	10	400	10	400	第2段	10	130	
					第3段 30m <sup>3</sup> " 50m <sup>3</sup> "					第3段							第3段			第3段
					第4段 50m <sup>3</sup> " 300m <sup>3</sup> "					第4段							第4段			第4段
集 団 住 宅 用	10	260	10	260	第5段 300m <sup>3</sup> " 1,000m <sup>3</sup> "	10	290	10	290	第5段	10	370	10	370	10	370	第5段	10	150	
					第6段 1,000m <sup>3</sup> を超える分					第6段							第6段			第6段
公 衆 浴 場 用	1m <sup>3</sup> につき		25 円		1m <sup>3</sup> につき		30 円		1m <sup>3</sup> につき		40 円									
臨 時 用	1m <sup>3</sup> につき		105 円		1m <sup>3</sup> につき		160 円		1m <sup>3</sup> につき		180 円									
家 事 共 用	10	260	1m <sup>3</sup> につき		30 円	10	290	1m <sup>3</sup> につき		35 円	10	370	1m <sup>3</sup> につき		50 円					
平均料金改定率	45.52 %				35.00 %				19.77 %											

### メーター料の変遷 (メーター1個1か月につき)

改定年	昭和51年 (1976年)	平成9年 (1997年)	平成10年 (1998年)	平成28年 (2016年)
口 径	円	円	円	メーター料 廃止
13mm	50	50	25	
20mm	90	90	45	
25mm	90	90	45	
30mm	—	180	90	
40mm	240	240	120	
50mm	1,000	1,000	500	



昭和54年(1979年)				平成元年(1989年)				平成5年(1993年)				平成9年(1997年)			
基本		超過		基本		超過		基本		超過		基本		超過	
水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金
m <sup>3</sup>	円		円	m <sup>3</sup>	円		円	m <sup>3</sup>	円		円	m <sup>3</sup>	円		円
10	390	第1段	60	10	460	第1段	70	10	600	第1段	90	10	720	第1段	110
		第2段	75			第2段	95			第2段	125			第2段	160
		第3段	95			第3段	125			第3段	165			第3段	210
10	420	第4段	115	10	490	第4段	155	10	640	第4段	205	10	770	第4段	260
		第5段	135			第5段	190			第5段	245			第5段	310
		第6段	160			第6段	225			第6段	291			第6段	350
10	390			10	460			10	600			10	720		
1m <sup>3</sup> につき 40円				1m <sup>3</sup> につき 45円				1m <sup>3</sup> につき 60円				1m <sup>3</sup> につき 75円			
1m <sup>3</sup> につき 200円				1m <sup>3</sup> につき 270円				1m <sup>3</sup> につき 380円				1m <sup>3</sup> につき 450円			
10	390	1m <sup>3</sup> につき 50円		10	460	1m <sup>3</sup> につき 65円		10	600	1m <sup>3</sup> につき 90円		10	720	1m <sup>3</sup> につき 110円	
3.94%				26.88%				29.85%				23.13%			

改定年 口径	昭和51年 (1976年)	平成9年 (1997年)	平成10年 (1998年)	平成28年 (2016年)
75mm	円 1,300	円 1,300	円 650	メーター料 廃止
100mm	1,400	1,400	700	
150mm	2,700	2,700	1,350	
200mm	6,700	6,700	3,350	
250mm	8,800	8,800	4,400	

※平成13年(2001年)7月1日(8月検針分)から水道料金、メーター料に消費税相当額を転嫁(外税5%)

※平成26年(2014年)6月検針分から水道料金、メーター料の消費税相当額を8%に改定

種 別	改定年		平成 19 年 (2007年)				平成 22 年 (2010年)					
	料 率		基 本		超 過		基 本		超 過			
	水量	料金	水 量		料金	水量	料金	水量	料金			
小 口 専 用	m <sup>3</sup>	円	6	600	第1段 6m <sup>3</sup> を超え 10m <sup>3</sup> まで	30	m <sup>3</sup>	円	6	600	第1段	30
一 般 専 用	6	650	第2段 10m <sup>3</sup> " 20m <sup>3</sup> "	110	第3段 20m <sup>3</sup> " 30m <sup>3</sup> "	160	6	650	第2段	110	第3段	160
			第4段 30m <sup>3</sup> " 50m <sup>3</sup> "	210					第4段	210		
			第5段 50m <sup>3</sup> " 300m <sup>3</sup> "	260					第5段	260		
集 団 住 宅 用	6	600	第6段 300m <sup>3</sup> を超える分	310	6	600	第6段	310				
公 衆 浴 場 用	1m <sup>3</sup> につき 75 円				1m <sup>3</sup> につき 75 円							
臨 時 用	1m <sup>3</sup> につき 450 円				1m <sup>3</sup> につき 450 円							
家 事 共 用	6	600	第1段 6m <sup>3</sup> を超え 10m <sup>3</sup> まで	30	6	600	第1段	30				
			第2段 10m <sup>3</sup> を超える分	110			第2段	110				
口 座 振 替 割 引	1回あたり 50円				1回あたり 100円							
平均料金改定率	△3.36%				△0.5%							

### (3) 加入金の変遷【創設～】

改定年	昭和47年 (1972年)	昭和49年 (1974年)	昭和51年 (1976年)	平成9年 (1997年)
口 径	千円	千円	千円	千円
13mm	50	66	80	80
20mm	50	66	80	80
25mm	80	110	140	140
30mm	—	—	—	210
40mm	260	345	420	420
50mm	450	595	730	730
75mm	1,200	1,610	2,000	2,000
100mm	2,500	3,300	4,000	4,000
150mm以上	管理者が別に定める額			

改定年		平成28年(2016年)								
区分	メーター口径(mm)	基本料金	従量料金(1m <sup>3</sup> につき)							
			6m <sup>3</sup> まで	7m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup>	11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup>	31m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	51m <sup>3</sup> ～300m <sup>3</sup>	301m <sup>3</sup> ～	
一般	小口径	13	670円	0円	30円	120円	170円	230円	270円	310円
		20	740円							
		25	910円							
	中口径	30	1,000円	30円	170円	230円	270円	310円		
		40	1,700円							
		50	3,100円							
	大口径	75	7,000円	30円	170円	270円	310円			
		100	19,000円							
		150	78,000円							
		200	172,000円							
		250	315,000円							
	区分	基本料金	従量料金(1m <sup>3</sup> につき)							
公衆浴場	740円	75円								
臨時	メーター口径に準ずる	450円								
口座振替割引	1回あたり 100円									
平均料金改定率	5.5%									

※平成26年(2014年)6月検針分から消費税相当額を8%に改定

平成28年 (2016年)
千円
160
160
320
560
970
1,710
4,330
8,540
管理者が別に定める額

※平成13年(2001年)7月から加入金に消費税相当額を転嫁(外税5%)

※平成26年(2014年)4月から加入金の消費税相当額を8%に改定

※令和元年(2019年)10月から加入金の消費税相当額を10%に改定

改定年		平成 29 年 (2017年)								
区分	メーター 口径 (mm)	基本料金	従量料金(1m <sup>3</sup> につき)							
			6m <sup>3</sup> まで	7m <sup>3</sup> ～ 10m <sup>3</sup>	11m <sup>3</sup> ～ 20m <sup>3</sup>	21m <sup>3</sup> ～ 30m <sup>3</sup>	31m <sup>3</sup> ～ 50m <sup>3</sup>	51m <sup>3</sup> ～ 300m <sup>3</sup>	301m <sup>3</sup> ～	
一般	小口径	13	710円	0円	40円	120円	180円	230円	270円	310円
		20	780円							
		25	990円							
	中口径	30	1,200円	40円	180円	230円	270円	310円		
		40	2,100円							
		50	3,800円							
	大口径	75	9,000円	40円	180円	270円	310円			
		100	24,000円							
		150	97,000円							
		200	216,000円							
		250	394,000円							
	区分	基本料金	従量料金(1m <sup>3</sup> につき)							
公衆浴場	780円	75円								
臨時	メーター口径 に準ずる	450円								
口座振替割引	1回あたり 100円									
平均料金改定率	4.5%									

※令和元年(2019年)12月検針分から消費税相当額を10%に改定

改定年		令和2年(2020年)								
区分	メーター口径(mm)	基本料金	従量料金(1m <sup>3</sup> につき)							
			6m <sup>3</sup> まで	7m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup>	11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup>	31m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	51m <sup>3</sup> ～300m <sup>3</sup>	301m <sup>3</sup> ～	
一般	小口径	13	900円	0円	40円	140円	200円	250円	290円	330円
		20	990円							
		25	1,250円							
	中口径	30	1,500円	60円	200円	250円	290円	330円		
		40	2,700円							
		50	4,900円							
	大口径	75	11,000円	60円	200円	290円	330円			
		100	31,000円							
		150	126,000円							
		200	280,000円							
		250	512,000円							
	区分	基本料金	従量料金(1m <sup>3</sup> につき)							
公衆浴場	990円	75円								
臨時	メーター口径に準ずる	450円								
口座振替割引	1回あたり 100円									
平均料金改定率	15.2%									